

ID: 1655

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	児童扶養手当の支給の調整		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第4条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第4条の2の規定による。 (支給の調整) 第4条の2 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日